

実証試験要領（事務局 第2次案）に対する意見への回答方針

	指摘内容	対応方針
公益法人 A		
P10 270 行	水質改善項目として大腸菌群数が入っていますが、改善効果を調べる項目として重要性は少ないため削除しても構わないかと思えます。	表 6 は「海域における生活環境項目」を示したものであるため、大腸菌群数は削除しない。なお実証機関においては、これらの中から必要な項目を選ぶこととする。  結論：特に変更しない。
P10 276 行	底質改善項目として、「全有機炭素 (TOC)」が挙げられていますが、既存データとの比較のためには COD への変更もしくは追加が望ましいと思えます。	ご指摘を踏まえ、表 7 . 底質改善調査項目に、CODsed を追加した。  結論：CODsed を追記する。(資料 3 8 番)
P13 305 行	「実証機関は、実証対象技術の効果を証明するために必要な開始時期と期間を決定する。」について、藻場等の生物浄化技術の場合、結果が出るまでに時間を要する上に、実験中の気象状況等の影響を受けやすいため、試験期間が 1 年間を超えるため年度をまたぐ事が想定されます。そのため、必要に応じて年度をまたぐことを要領に明記しておくことが望ましいと思われれます。	事故等による試験の中断・中止については、適宜環境省、実証機関、環境技術開発者間で協議し、検討する。 通年の調査、複数年に渡る調査が必要な場合について対応できるよう、検討会に対し提言するとともに、今年度については、個別の事例に応じて対応を検討したい。  結論：通年調査、複数年調査への対応について、検討会に対し提言する。(資料 5)
地方自治体 A		
P37 以降	試験目標に対しての比較評価となるが、全体的な成果評価のほかに採卵方法、付着基質の種類、沖出し方法など個別の技術評価も必要となり、p 37 以降の報告書の様式に記入しにくい部分がある。	本事業では技術の効果に注目するため、施工上の特徴は概要版で取り上げるべき成果ではない、と考えている。  結論：特に変更しない。
P37 以降	本実証試験の生成物（アカモク本体）は、食用として売買される可能性が大きく、その場合の記入方法は？	ご指摘を踏まえ、「維持管理に係るその他の特記事項」を報告書概要版フォームに追記した。  結論：「維持管理に係るその他の特記事項」を記載する欄を追記する。(資料 3 19 番および 21 番)
	生成物が食用として利用できることが本技術の特徴となるため、藻場の構成種をアカモクに限定したいが、本事業の目的に合致するか？	実証機関は浄化ニーズや海域特性等に応じて技術の種類を特定できることとなっている。現在の要領案のまま、

	指摘内容	対応方針
		対応できると考えられる。 結論：特に変更しない。
	本事業でマイナスの評価や試験水域以外の水域に風評被害などを含め悪影響を与えた場合などの危機管理体制は？（補償などを考える必要があるか？）	実証結果は、その成否を問わず、公開を原則とする。この旨は実証試験要領に既に記載されている。実証機関は技術公募の際、この旨を実証申請者に十分に周知する。 風評被害に対しては、補償する体制は整備していない。関連事項として、実施要領には免責事項が定められている。 結論：特に変更しない。
平成 19 年度事業の進め方	生態系の変化に合致させたスケジュールが肝要で、単年度での実証試験は困難である。期間の延長など、次年度との関係を明確にされたい。	通年の調査、複数年に渡る調査が必要な場合について対応できるよう、検討会に対し提言する。 結論：通年調査、複数年調査への対応について、検討会に対し提言する。（資料 5）
モデル期間の終了後	本事業のモデル期間が経過したあと、更に実証機関として継続した場合、実証申請者からの実証試験経費を受け入れるシステムが自治体には無い。手数料条例の新設はかなりの困難が予想され、円滑な事業継続に不安があるので、全国的な組織体制の整備を要望する。	H19 年度以降の体制については検討中である。 なおモデル事業期間中手数料徴収体制移行後は、実証運営機関を設置し、手数料を処理することが可能となっている。この場合、自治体の手数料条例は不要である。 結論：特に変更しない。
地方自治体 B		
	1 生物の生息環境への影響を把握するためには、1 年を通じたオールシーズンまたは長期間の調査を行いたいです。単年度予算の中で困難が伴うと思いますが、契約が夏季または秋季からということになれば次年度の夏季または秋季まで調査を行える措置をお願いしたいです。また、複数年の調査が可能となるよう調査延長が可能となれば有難いです。	通年の調査、複数年に渡る調査が必要な場合について対応できるよう、検討会に対し提言するとともに、今年度については、個別の事例に応じて対応を検討したい。 結論：通年調査、複数年調査への対応について、検討会に対し提言する。（資料 5）

	指摘内容	対応方針
	<p>2 生物の生息環境の改善を目標としたいですが、複数の環境要因（貧酸素化、水温の急激な上昇または低下、塩分の大幅な変動、競合生物の繁茂、他生物による食害、台風等による生息場の混乱等）が生息環境に影響を与えるため、限られた調査期間内に目的とした項目の改善による生息環境の改善が必ずしも顕在化するとは限らないと思います。目的とした項目の改善（例；貧酸素化の改善等の単一の項目の理化学的な改善）を得た場合に生息環境の改善があったと評価していいのであれば目標がシンプルになり取り組み易いです。</p>	<p>ご指摘されたように運用されることを想定している。</p> <p>結論：特に変更しない。</p>
事業者 A		
P8 234 行	<p>要領によれば申請者からの申請により選定した技術について実験場所の選定を行うようになっていますが、実証試験場所の条件は実証試験申請者から提出された実証試験方法提案書どおりの試験場所が設定されるのでしょうか？</p> <p>実証試験申請者は当提案書に基づき、施設(装置)の諸元を設定し設置費などの費用を算出することになります。設置場所条件としての想定がずれた場合には設置費の増額などの支障が出るものと考えられます。また、特に水質の直接改善を行う装置の場合には実証試験場所の水質(改善しようとする項目)に改善効果が現れる事が重要となります(例えば底層の貧酸素を循環により改善する装置の場合には、底層が貧酸素化することと共に表層水にはある程度の溶存酸素が必要であり、試験海域全体が貧酸素状態では試験効果が現れません)。さらに生物の生息場を拡大する技術であれば生物が生息できる水質条件が必要となります(海藻を目的とする技術の場合は塩分濃度が重要となる)。</p> <p>以上のように実証試験を行う場所はコスト面と試験効果の面から重要な条件となります。このため、実証機関が実証試験申請者からの条件を元に場所を選定するのは困難と思われる。実証機関が公募の際に数カ所の実証試験場所を設定し、その場の各種条件を提示することでは如何でしょうか？この場合には提示された条件における実証案件を有する申請者が申請することになり、設定された場所による設置コストなどを算定することも可能となります。</p>	<p>実証試験実施場所は、技術の公募に先立ち、実証機関によって選定される。</p> <p>実証機関が、複数の実証試験実施場所を自主的に設置することは妨げないが、義務付けることは困難である。</p> <p>実証試験実施場所の情報は、技術の公募に先立ち、実証機関によって開示される。</p> <p>結論：実証試験実施場所の情報を、実証申請者へ開示する旨を追記した。(資料3 6番)</p>
P5 187 行	<p>実験区の設置には海域占有許可申請、海域占有費用、海域占有を示すブイ等の設置管理まで入ることになるのでしょうか？(P4 165 行)にある実証機関の「実証試験実施場所を選定し、使用のための諸手続を行う。」との線引きはどこにあるのでしょうか？</p>	<p>地方公共団体たる実証機関が占有許可を申請する場合は、占有料は発生しないケースが多いと考えられている。占有料が発生する場合は、環境技術開発者が負担することとする。これ以外の実証試験実施場所における実験区</p>

	指摘内容	対応方針
		<p>の設置、実証対象機器等の維持管理に要する費用は実証試験要領に示すとおり、環境技術開発者の負担とする。</p> <p>また、海域占用のための手続きは原則として実証機関が行うこととなるが、施設設置者が申請を行う必要があるものは、環境技術開発者が行うものとする。</p> <p>結論：占用料が発生する場合は、環境技術開発者が負担する旨を追記した。(資料3 3番)</p>
P5 189行	<p>運転に電力を必要とする場合、実証機関はどこまでの電力供給に対して費用を負担していただけるのか？(海岸までの仮設電気設備まで？実証施設直近まで？実証試験設備が海域にある場合は？など)また、運転に伴う費用負担はどこにあるのでしょうか？</p>	<p>原則として、環境技術開発者が費用を負担する。ただし実証機関が自主的に負担することについては、これを妨げない。</p> <p>結論：特に変更はしない。</p>
事業者B		
	<p>&lt;評価できる点&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 第三者による評価システムの確立は、社会のニーズに合致している。</li> <li>2) 自治体とある程度話が進んでいる案件があれば、このようなシステムにより話が加速することが期待できる。</li> </ol> <p>&lt;問題の残る点&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 企業の体力が弱っており、手弁当での参加は負担感が強い。環境ビジネス(特に水域環境)が未だ掛け声だけの現段階では、思い切った応募意欲を引き出せるか疑問。</li> <li>2) 自治体による工法採択で、「環境省評価お墨付き」が必要条件となり得るかは疑問。したがって、実証を受けたいという直接の動機にはなりにくい。</li> <li>3) 開発費用を国が一部負担し、パテントは民間に任せるというスキームが魅力的(経産省、農水省では一部補助事業の例)。</li> <li>4) 環境は知恵と工夫にコストをかけるべきである(会計制度を含め)。コスト構造までオープンにする評価スキームは本来国が全額負担でやるべきではないだろうか？民間としては、実験費用の持ち出し(投資)に加え、不透明なマーケット、利益回収制限リスク(コスト構造公開)</li> </ol>	<p>参加企業の参加意欲を向上させるような仕組みを構築できるよう、検討会に提言する。</p> <p>結論：本事業検討会に、WGとして提言する。(資料5)</p>

	指摘内容	対応方針
	が加わることが問題。	
事業者C	<p>良いテーマだと思われませんが、環境省となった事から、環境に関する事業は全日本で考えることが必要です。各省庁の取り組みや技術、更にこれまでの経験などを統合して、運営することが肝要ではないですか？</p> <p>長年掛かって複雑な仕組みで自然環境は変化してきました。企業にコンペをさせるだけでなく、政府の環境への取り組みの全体像を描かなくては、参加企業の落としどころが解らないのでは無いでしょうか？浄化をするために無駄なエネルギーを注ぎ込んでも、統合してみれば負荷を掛けている事などナンセンスです。</p> <p>また、集まれた先生方も大変能力の高い方々です。力の出しようが今一つピンと来ないのではないですか？有るべき姿や、皆様それぞれの持たれる知見がお有りだと思います。</p>	<p>意見として拝聴する。</p> <p>結論：特に変更しない。</p>